

# 茨城県警察暴走族総合対策の推進に関する訓令

昭和55年6月25日  
本部訓令第12号

〔沿革〕 昭和55年9月本部訓令第15号、56年3月第7号、第16号、58年3月第3号、61年3月第3号、8月第13号、63年1月第2号、3月第3号、平成4年3月第7号、6月第10号、6年9月第21号、10月第24号、7年3月第5号、8月第14号、8年10月第15号、9年3月第2号、11年3月第3号、13年3月第1号、15年6月第16号、16年3月第3号、4月第8号、17年1月第1号、3月第6号、4月第12号、7月第15号、12月第21号、18年3月第10号、19年3月第4号、27年2月第4号、3月第7号、28年3月第5号、29年3月第7号改正

茨城県警察暴走族総合対策の推進に関する訓令を次のように定める。

## 茨城県警察暴走族総合対策の推進に関する訓令

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、暴走族総合対策の推進について必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 暴走行為 茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例（平成15年茨城県条例第52号。以下「暴走族条例」という。）第2条第2項各号に規定する暴走行為をいう。
- (2) 暴走族 暴走族条例第2条第3項に規定する暴走族をいう。
- (3) 暴走族等 暴走族条例第2条第4項に規定する暴走族等をいう。
- (4) 暴走族事犯 暴走行為、暴走族等による集団暴力事件、対立抗争事件その他の刑事事件及び銃器又は薬物に関連する特別法令違反事件並びに暴走族条例違反事件をいう。

#### (基本方針)

第3条 暴走族総合対策の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暴走族事犯の未然防止及び各種違反行為の取締を強化し、暴走族等に対する検挙補導活動等を通じ、暴走族の解体を図ること。
- (2) 暴走族条例を効果的に運用し、県民総ぐるみによる暴走族追放の社会環境づくりを推進すること。

### 第2章 推進体制

#### (暴走族総合対策本部)

- 第4条 暴走族に対する総合対策の基本的事項を策定し、これを推進するため、茨城県警察本部に暴走族総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。
- 2 対策本部の編制及び任務分担は、別表第1のとおりとする。
  - 3 対策本部長は、必要があるときは、対策会議を開き、総合対策を決定するものとする。

#### (暴走族総合対策室)

- 第5条 暴走族に関する具体的な施策を実施するため、対策本部に暴走族総合対策室（以下「対策室」という。）を置く。
- 2 対策室の編制及び所掌事務は、別表第2のとおりとする。

3 対策室長は、暴走族対策上必要があるときは、連絡会議を開き、各種情報を総合的に検討し、取締方針等を決定するものとする。

(現地取締本部)

第 6条 暴走族事犯が発生し、又は発生するおそれがあるときは、発生地を管轄する警察署に現地取締本部を置く。

2 現地取締本部の編制及び所掌事務は、別表第3のとおりとする。

### 第3章 実態把握及び予防措置

(実態把握)

第 7条 警察署長（以下「署長」という。）は、日常の警察活動を通じ、管内の暴走族、構成員等の実態把握に努めなければならない。

(予防措置)

第 8条 署長は、暴走族を対象とした特別交通安全教育を実施し、暴走行為の危険性、反社会性について認識させるとともに、適切な助言と指導を行うものとする。

(暴走族対策担当者)

第 8条の2 署長は、所属の職員の中から暴走族対策担当者を指定するものとする。

2 暴走族対策担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 暴走族等に関する情報の収集に関すること。

(2) 暴走族への加入防止その他暴走族等による暴走行為の防止に関すること。

(3) 暴走族条例第9条の規定に基づいて委嘱を受けた暴走族相談員に対する支援に関するこ  
と。

### 第4章 取締り及び行政処分

(取締方針)

第 9条 暴走族事犯の取締りについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第68条の共同危険行為等の禁止規定の積極的な適用に努めるほか、各種の取締法令を活用し、原則として現場検挙を行うものとする。ただし、状況に応じて事後捜査を徹底し、危険かつ計画的な悪質事犯については、被疑者の逮捕等強制捜査によるものとする。

(事件指揮)

第 10条 暴走族事犯についての指揮は、茨城県警察事件指揮に関する訓令（平成8年茨城県警察本部訓令第6号）に定めるところによる。

(取締部隊の編制及び任務)

第 11条 暴走族取締部隊（以下「取締部隊」という。）は、一般部隊、遊撃部隊及び特科部隊とし、その編制は別表第4のとおりとする。

2 取締部隊の任務は、次のとおりとする。

(1) 一般部隊は、主として車両により暴走族に対する警戒、検問、検挙及び採証活動等を行  
うこと。

(2) 遊撃部隊は、暴走族に対する情報収集、検問、検挙及び捜査活動を行うこと。

(3) 特科部隊は、暴走族による集団暴力事件、対立抗争事件等が発生し、又は発生するおそ  
れがある場合は、現場等における捜査、採証活動及び情報収集活動を行うこと。

(取締部隊の運用)

第 12条 取締部隊の運用は、次のとおりとする。

- (1) 取締部隊は、予想される暴走族事犯の規模に応じて編制し、取締りを実施すること。
- (2) 取締部隊の指揮は、原則として現地取締本部長が行うこと。ただし、事案が2警察署以上の管轄に及ぶとき、又は緊急を要する場合には対策室長が指揮すること。

(事件の処理)

第 13条 署長は、事件捜査、送致に当たっては、管轄検察庁と連絡を密にし、迅速、適正な処理に努めなければならない。

(行政処分)

第 14条 暴走族に対する運転免許の行政処分は、迅速かつ厳格に行うものとする。

2 聴聞及び運転免許の行政処分の執行に当たっては、状況に応じて保護者の立会いを求めるものとする。

(受傷事故の防止)

第 15条 取締りに当たっては、各種資機材を積極的に活用するなどして、受傷事故の防止に努めなければならない。

(通信資機材の運用)

第 16条 取締部隊相互間における連携を効果的に行うため、通信資機材の適正な運用を図るものとする。

## 第5章 各種対策の推進

(関係機関等との連携)

第 17条 対策本部長及び署長は、関係機関、団体との連携を強化し、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 暴走族等による暴走行為を許さない地域づくりのための具体的な活動として、住民参加による暴走族等追放キャンペーン、暴走族等追放大会等を開催して、暴走族等追放気運の高揚を図ること。
- (2) 暴走族の実態が県民に理解されるよう、各種の広報媒体を活用して、暴走族等の実態に関する資料を提供すること。
- (3) 講習会、座談会等各種会合において、暴走族追放を要請すること。
- (4) 関係機関団体等の発行する広報紙、機関誌並びに新聞、ラジオ等の広報媒体を活用し、暴走行為が反社会的行為であることを積極的に広報すること。

(い集場所対策)

第 18条 署長は、暴走族の動向を的確に把握するため、タクシー業者、深夜営業者、交通安全協会員、防犯連絡所等に対し、協力要請を行い、暴走族のい集及び暴走行為の連絡通報体制を確保しなければならない。

- 2 署長は、い集場所が道路交通法上の道路である場合は、通行の禁止、駐停車禁止等の交通規制を先行的に実施しなければならない。
- 3 署長は、暴走族が常にい集し、又はい集が予想される空き地、駐車場等については、当該施設又は場所の管理者等に対し、閉鎖措置を講ずるよう強力に要請するものとする。

(暴走族の解体等)

第 19条 署長は、保護者、学校及び職場の責任者等との連携を密にし、暴走族の発見に努め、適切な補導活動により暴走族の解体、暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱の促進のための対策を講じなければならない。

- 2 署長は、前項の対策を講ずるときは、保護者、学校及び職場の責任者等に対して、具体的な助言又は支援を行うものとする。

(職場対策)

第 20条 署長は、暴走族に加入し、又は暴走行為を行った少年が勤務する会社、事業所等の雇用主、安全運転管理者等に事案を通報し、暴走事犯の防犯措置を講ずるよう要請しなければならない。

(事業者に対する支援)

第 21条 署長は、暴走族条例第5条各項に規定する事業者に対して、暴走族等による暴走行為を助長することのないようにするための措置に関し必要な助言、援助その他の支援を行うものとする。

第6章 補則

(報告)

第 22条 署長は、別表第5に掲げる暴走族関係報告事項について、対策本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (昭和55年9月25日本部訓令第15号)

- 1 この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和56年3月19日本部訓令第7号)

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和56年3月31日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月9日本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和61年3月27日本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和61年8月18日本部訓令第13号)

- 1 この訓令は、昭和61年8月25日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和63年1月28日本部訓令第2号)

- 1 この訓令は、昭和63年1月31日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触

する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和63年3月31日本部訓令第3号)  
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日本部訓令第7号)  
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月25日本部訓令第10号)  
この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第21号)  
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日本部訓令第24号)  
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月16日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月23日本部訓令第14号)  
この訓令は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月21日本部訓令第15号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日本部訓令第2号)  
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

- 附 則 (平成13年3月19日本部訓令第1号)
- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
  - 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成15年6月30日本部訓令第16号)  
この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月23日本部訓令第8号)  
この訓令は、平成16年4月23日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日本部訓令第1号)  
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
(1)・(2) [略]  
(3) [前略] 第27条 [中略] の規定 平成17年3月22日

(4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 (平成17年3月17日本部訓令第6号)  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成17年4月28日本部訓令第12号)  
この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月28日本部訓令第15号)  
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [略]
- (2) [前略] 第27条 [中略] の規定 平成17年9月2日
- (3) [略]
- (4) [前略] 第28条 [中略] の規定 平成17年10月1日
- (5) [略]

附 則 (平成17年12月8日本部訓令第21号)  
この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [前略] 第18条 [中略] の規定 平成18年1月1日
- (2) ~ (5) [略]

附 則 (平成18年3月16日本部訓令第10号)  
この訓令〔中略〕は平成18年3月30日から〔中略〕施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日本部訓令第7号)  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(別表略)